

入学者選抜試験における検定料免除の特別措置の決定（令和6年能登半島地震）

このたびの災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

金沢大学では、被災者の経済的負担を軽減し、志願者の進学機会の確保を図るために、次のとおり検定料免除の特別措置を実施します。

検定料の免除を希望する場合は、本学学務部入試課まで連絡してください。

連絡先：nyushi-kafuku@adm.kanazawa-u.ac.jp

1 免除対象とする入学者選抜試験

被災日以降に出願手続する本学の次の入学者選抜試験

(1) 学域・学類及び養護教諭特別別科の入学者選抜試験（令和6年4月入学分）

(2) 大学院の入学者選抜試験（令和6年4月入学分）

2 対象者

免除対象とする入学者選抜試験の志願者で、令和6年能登半島地震による災害救助法適用（別紙①）かつ激甚災害指定（別紙②）の市町村で被災された方（主たる生計維持者を含みます。）。ただし、3申請の方法（1）の表「被災内容」の①又は②に該当する場合があります。

別紙① 令和6年能登半島地震による災害救助法適用について【第2報】

別紙② 「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

3 申請の方法

(1) これから出願する場合

所定の「検定料免除申請書」に、必要書類を添付して、出願書類とともに提出してください。この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を納入しないでください。

被災内容
① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水
② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明

※ 今回の地震で被災した場合は、罹災証明書等の証明書類の提出は不要です。

※ 虚偽の申請を行った場合は、追加で検定料を徴収します。

(2) 出願済みの場合

既に納入した検定料の返還を希望する場合は、必要書類を本学学務部入試課まで提出してください。免除対象者に該当する場合には、検定料を返還します。返還は、指定口座への振込とします。

【検定料返還のための必要書類】

① 検定料免除申請書〔所定の様式〕

② 検定料返還請求書〔所定の様式〕

③ 検定料を振込んだ際の振込金証明書（本人控）

(3) 所定の様式

申請に必要な様式は、次の本学Webサイトを確認してください。

https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission/kenteiryo_henkan

4 その他

入学料及び授業料の減免措置については、本学の「入学料・授業料の免除制度」があります。
入学手続き時に別途申請が必要です。

本件に関する問合せ先

検 定 料：学務部入試課

(076-264-5180)

入学料・授業料：学務部学生支援課

(076-264-5164)

1月1日 22時00分公表

令和6年1月1日
内閣府政策統括官（防災担当）令和6年能登半島地震にかかる
災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県、富山県、石川県及び福井県は35市11町1村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【新潟県】</p> <p>新潟市 (にいがたし)</p> <p>長岡市 (ながおかし)</p> <p>三条市 (さんじょうし)</p> <p>柏崎市 (かしわざし)</p> <p>加茂市 (かもし)</p> <p>見附市 (みつけし)</p> <p>燕市 (つばめし)</p> <p>糸魚川市 (いとがわし)</p> <p>妙高市 (みょうこうし)</p> <p>五泉市 (ごせんし)</p> <p>上越市 (じょうえつし)</p> <p>佐渡市 (さどし)</p> <p>南魚沼市 (みなみうおぬまし)</p> <p>三島郡出雲崎町 (さんとうぐんいずもざきまち)</p> <p>【富山県】</p> <p>富山市 (とやまし)</p> <p>高岡市 (たかおかし)</p> <p>氷見市 (ひみし)</p> <p>滑川市 (なめりかわし)</p> <p>黒部市 (くろべし)</p> <p>砺波市 (となみし)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>小矢部市 (おやべし)</p> <p>南砺市 (なんとし)</p> <p>射水市 (いみずし)</p> <p>中新川郡舟橋村 (なかにかわぐんふなはしむら)</p> <p>中新川郡上市町 (なかにかわぐんかみいちまち)</p> <p>中新川郡立山町 (なかにかわぐんたてやままち)</p> <p>下新川郡朝日町 (しもにかわぐんあさひまち)</p> <p>【石川県】</p> <p>金沢市 (かなざわし)</p> <p>七尾市 (ななおし)</p> <p>小松市 (こまつし)</p> <p>輪島市 (わじまし)</p> <p>珠洲市 (すずし)</p> <p>加賀市 (かがし)</p> <p>羽咋市 (はくいし)</p> <p>かほく市 (かほくし)</p> <p>白山市 (はくさんし)</p> <p>能美市 (のみし)</p> <p>河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)</p> <p>河北郡内灘町 (かほくぐんうちなだまち)</p> <p>羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち)</p> <p>羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちよう)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち) 鳳珠郡穴水町 (ほうすぐんあなみずまち) 鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちよう) 【福井県】 福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等



令和6年1月11日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が本日1月11日（木）に閣議決定され、公布・施行されますので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 岡村、梅田

TEL：03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和六年能登半島地震による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）
- ②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）
農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
（過去5カ年の実績の平均では農地は85%→96%に嵩上げ）
- ③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ。（通常20%→最高90%）
- ④共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
漁業協同組合の行う共同利用小型漁船建造費に対し1/3の補助を行う。
- ⑤中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。
- ⑥公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助。
- ⑦私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助。
- ⑧市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
市町村の行う感染症予防事業（消毒等）の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担。
- ⑨母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
都道府県が被災者に対する福祉資金貸付金の財源について、国の負担割合を3/4に引き上げ。
- ⑩小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

⑪雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

災害を受け事業を休業した事業所の労働者に対し、当該労働者を離職したものとみなし、基本手当の支給をすることができる。

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

3. スケジュール

1月11日（木）	閣議決定
同日	公布・施行